

地域福祉委員会

議案第14号 鈴鹿市国民健康保険条例及び鈴鹿市国民健康保険支払準備基金条例の一部改正について

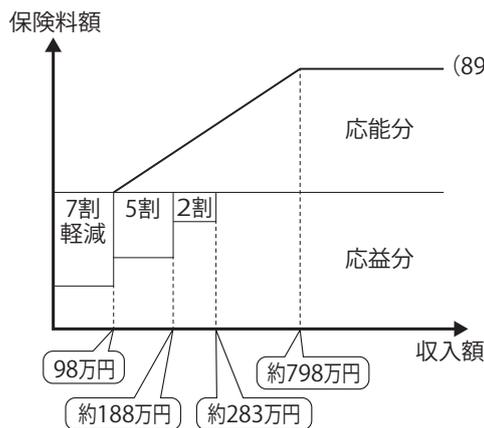
〔 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険料の賦課に関する規定の改正を行おうとするものです。 〕

議案審査では、賦課限度額の改定や影響が出る世帯数を問いました。

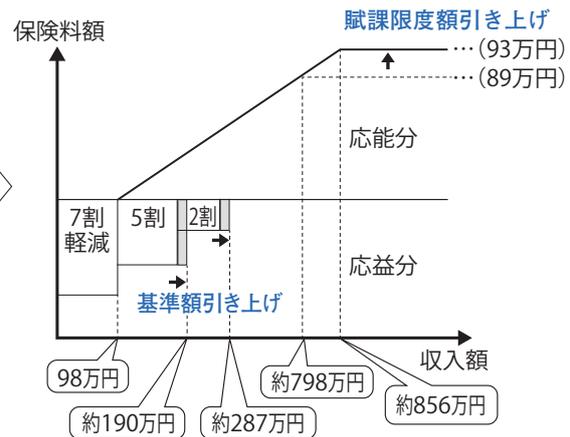
執行部の答弁

- ・ 賦課限度額の引き上げについて、国の政令が改正になり、政令に基づき、本市でも引き上げていくことになりました。賦課限度額の引き上げを行うことで、高所得者は負担増となる分、中間所得層の負担軽減につながります。また、政令の改正により、低所得者に対して軽減拡充が行われます。
- ・ 賦課限度額引き上げによって影響が出る世帯は約500世帯で、約1,700万円の保険料増収が見込まれます。一方、軽減拡充については、対象となる世帯が約120世帯増え、約500万円の減収となりますが、減収分については国などから保険基盤安定負担金として補填されます。

【現行制度】 H29年度



【改正(案)】 H30年度



※給与収入：40歳代夫婦と子の3人世帯の場合の試算

産業建設委員会

議案第16号 鈴鹿市都市公園条例の一部改正について

〔 都市公園法及び同法施行令の一部改正に伴い、公園施設に関する制限を定めるほか、近鉄白子駅西の新生公園について、一般の公共の用に供する自転車駐車を仮設の施設として設け、占用の許可を与えることができるよう条例に規定しようとするものです。 〕

議案審査では、白子駅西第3自転車駐車場は、平成31年3月1日供用開始予定であるのに、仮設の自転車駐車場として使用する期間が平成31年7月までとなる理由を問いました。

執行部の答弁

- ・ 実際に使用する期間は平成31年2月末までとなりますが、放置自転車の撤去に時間を要する場合がありますため、使用期間を平成31年7月までとしています。